

## 農用地区域で農業用施設の整備を計画されている方へ

### 添付書類「農振法による市長の証明書」について

農地（田、畑）上に農業用施設を整備する場合、農地法に基づく転用許可等が必要になります。

整備面積が 200 m<sup>2</sup>以上⇒農地法第 4 条・ 5 条（転用許可）

整備面積が 200 m<sup>2</sup>未満⇒農地法施行規則第 29 条第 1 号

そして、申請に際しては、農振法による市長の証明書（区域外証明書または用途区分の変更許可書）の添付が必要です。

当該申請地が農振地区域外や農振白地地域の場合、区域外証明書を添付してください。申請地が農業振興地域内の農用地区域の場合、洲本農業振興地域整備計画に基づく用途区分の変更の許可が必要になります（担当：洲本市農政課）。

これは、申請地を「耕作目的の農地」から「農業用施設用地」に軽微変更する為です。但し、洲本市全体の農業振興地域計画の内容を変更する行為になりますので、軽微変更と言えど、計画変更の妥当性が問われます。農振地域からの一筆除外と合わせて審議を行いますので、当該軽微変更は 4 月から 11 月までの受付期間となっております。期間外の受付は出来ませんので、ご注意ください。

### <区域による添付書類の差異>

区分	転用等の添付書類
農業振興地域内の農用地区域	用途区分の変更許可書 毎年 4 月から 11 月のみ受付
上記以外 (農振区域外、農振白地地域)	区域外証明書 通年での発行可

### 参考

農用地等に関する諸手続について

(<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/16/1849.html>)

